資料１

府中市の国民健康保険について

令和７年１２月

市　　民　　部

1　国民健康保険制度の動向

国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや被用者保険等と比較し被保険者の所得水準が低く、保険税の確保が困難であることなどの構造的な問題から、厳しい財政運営となり、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填(以下、「赤字補填」といいます。)を行い運営しています。

これを解消し、国民健康保険制度の安定化、負担の公平化等を図り、将来にわたり国民皆保険制度を堅持することを目的として、平成２７年５月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立しました。

平成３０年４月から都道府県は、市区町村と共に国民健康保険の保険者となり、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に係る国民健康保険の運営において、中心的な役割を担い、市区町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定等、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担っています。

東京都は、都内市区町村の国民健康保険における事務の効率化・標準化・広域化を推進するため、平成２９年１２月に統一的な運営方針である東京都国民健康保険運営方針を定め、令和６年２月に改定されました。市区町村はこれに基づき、各市区町村で行う国民健康保険事業を運営しています。

東京都が財政運営の責任主体となったことに伴い、東京都は、東京都が行う国民健康保険事業に要する費用を、市区町村の医療費水準・所得水準等を反映し算出した国民健康保険事業費納付金として各市区町村から徴収します。今まで各市区町村で負担していた保険給付に要する費用は、保険給付費等交付金として、東京都から交付されます。

これらの制度改革の中で、赤字補填を行っている自治体は「国保財政健全化計画」を策定し、赤字補填額の削減・解消を計画的に行うよう国民健康保険財政の健全化の取組が求められています。

この国民健康保険財政の健全化については、国が、令和６年６月に改版した保険料水準統一加速化プランにおいて、赤字繰入を解消のうえ、都道府県が算定する統一された標準保険料率により、国民健康保険の算定を行う完全統一を遅くとも令和１７年度までに達成することを目標としており、これを受け、東京都においても令和８年中に目標年度の決定をすべく、検討を進めている状況です。

また、子ども・子育て支援金制度の創設を受けて、令和８年４月１日に地方税法の一部を改正する法律が施行されます。これに伴い、国民健康保険税の課税額に「子ども・子育て支援納付金課税額」が追加されることになります。

2　府中市における国民健康保険改革への対応（諮問の趣旨）

東京都国民健康保険運営方針において、保険者である東京都と市区町村が果たす役割として、国民健康保険財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るため、保険給付に見合った保険税率等を設定し、保険税を徴収するとともに、重症化予防のための効果的な保健事業の展開、医療費通知やジェネリック医薬品の使用促進等を通じ、医療費の適正化に取り組むこととされています。また、赤字補填を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の住民にも負担を強いることになるため、赤字補填額の解消・削減について、計画的・段階的に取り組む必要があるとされています。

このことを踏まえ、府中市国保財政健全化計画を策定し、これに基づく取り組みを実施しております。府中市国保財政健全化計画においては、保険税率等を２年毎に見直すこととしており、令和８年度は税率改定の年となります。

さらに、国民健康保険税の課税額に「子ども・子育て支援納付金課税額」が追加されることに伴い、これに係る所得割率、均等割額及び課税限度額を決定する必要があることから、本市の対応について、諮問するものです。

３　国民健康保険財政の健全化に向けた取組及び成果について

財政健全化に向けた取組や達成状況は次のようになっています。

⑴　医療費の適正化及び被保険者の健康保持・増進への取組

レセプト及び療養費の二次点検等を実施し、適正な保険給付を行います。また、令和５年度に策定した府中市国民健康保険保健事業実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導、ジェネリック医薬品差額通知事業、糖尿病性腎症重症化予防事業等の保健事業を実施することにより、被保険者の健康意識の向上及び健康保持・増進、医療費の適正化を図ります。

⑵　適正な課税及び収納率向上の取組

国民健康保険事業費納付金の原資となる保険税の課税とそのもととなる資格管理を適正に行うよう努めるとともに、現年課税分の徴収強化、滞納繰越分の圧縮、財産調査による徴収強化を行い、更なる収納率の向上を図ります。

⑶　赤字削減の達成状況について

「国保財政健全化計画」における、各年度の決算時点の赤字額は次のとおりです。

平成３０年度	２，６９６，９７２千円
令和元年度	２，３２２，１３８千円

令和２年度	２，６７２，９５７千円
令和３年度	２，４６６，４４１千円
令和４年度	２，８１２，１３９千円
令和５年度	３，３９７，０２４千円
令和６年度	３，４７０，４６３千円

４　国民健康保険税率等の改定（案）

⑴　保険税率等の改定案

国民健康保険事業費納付金の原資となる保険税額について、赤字補填額の削減に向け、所得割率及び均等割額を改定します。また、課税限度額については国の定める課税限度額まで引き上げを行います。改定案は次のとおりです。

【現行】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割率	5.05％	1.64％	1.64％
均等割額	23,720 円	7,440 円	9,840 円
課税限度額	65 万円	24 万円	17 万円

【改定案】

所得割率、均等割額及び課税限度額を次のとおり引き上げるものです。

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割率	**5.63％（＋0.58p）**	**1.92％（＋0.28p）**	**1.80％（＋0.16p）**
均等割額	**28,720 円 （＋5,000 円）**	**9,640 円 （＋2,200 円）**	**11,440 円 （＋1,600 円）**
課税限度額	**66 万円（＋1 万円）**	**26 万円（＋2 万円）**	17 万円（±0 円）

なお、この改定案により、約５億９千万円の調定額増が見込まれます。（令和７年度当初課税時点での概算）

⑵　子ども・子育て支援納付金課税額

現状、東京都国民健康保険連携会議において、将来的に保険税率が統一化されることを見据え、子ども・子育て支援納付金課税額については、導入時から東京都内で取扱いを統一する方向で議論が進められている。

本市の子ども・子育て支援納付金課税額についても、東京都の方針に準じる形で対応するものとする。

現時点で仮係数に基づく標準保険料率が提示されており、それを踏まえた保険税率は次のとおりである。なお、課税限度額の法定限度額は現状示されていないが、遅くとも１月末までには、国から数字が示されるものと見込んでいる。

（世帯内全被保険者が対象）

所得割率	**０．２８％**
均等割額	**１，８００円**

（世帯内の１８歳以上被保険者が対象）

１８歳以上均等割額	**１５０円**

※世帯内の１８歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額は、所得割は課されるが、均等割は、算出された税額と同額が減額され実質的には課されないものとなります。

※１８歳未満被保険者の均等割額は、１８歳以上被保険者で負担することとなり、１８歳以上被保険者の所得割、均等割の合算額に、「１８歳以上均等割額」が上乗せされます。